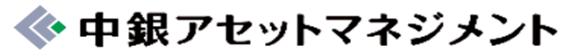


苦情処理措置および紛争解決措置について



◇当社の苦情処理措置について◇

- 1 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客さまからの苦情等に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。
当社への苦情等のお申出先は、下記のとおりです。

中銀アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部

住所	〒700-0904 岡山市北区柳町2-11-23
電話	086-224-5310
FAX	086-224-6131
Eメールアドレス	info@chugin-am.jp
受付時間	月～金(祝日等を除く) 9:00～17:00

苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客さまからの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

- 2 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。これら団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話	0120-64-5005(フリーダイヤル)
受付時間	月～金(祝日等を除く) 9:00～17:00

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ①お客さまからの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客さまと会員業者との話し合いと解決

◇当社の紛争解決措置について◇

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんの業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。
詳しくは、同センターにご照会ください。

- ①お客さまからのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾